

- 特定受託事業者（フリーランス）に係る**取引実態を踏まえ**、本法の施行に向けて**政令又は公正取引委員会規則で定めることとされている事項について検討を行うことなどを目的**として、令和5年8月から開催（計7回開催）
- **出版・イラスト・漫画業界、映画・放送・アニメ業界、芸能業界、IT業界、スポーツ業界、運送業界、建設業界等の様々な業界団体等からのヒアリング**等を踏まえて検討

## 検討会委員

及川 勝	全国中小企業団体中央会 常務理事
岡田 直己	青山学院大学法学部 教授
加藤 正敏	日本商工会議所 産業政策第一部長
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
座長 武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科長・法学部長、教授
仁平 章	日本労働組合総連合会 総合政策推進局 総局長
平田 麻莉	一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会 代表理事
森田 茉莉子	森・濱田松本法律事務所 弁護士 (五十音順、敬称略、役職は令和6年1月現在)
(オブザーバー) 内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局、厚生労働省、中小企業庁	

## 検討経緯

第1回（令和5年8月3日）	・検討会の進め方 ・法律の概要、御議論いただきたい事項等
第2回（令和5年9月8日）	業界団体等からのヒアリング①
第3回（令和5年9月26日）	業界団体等からのヒアリング②
第4回（令和5年10月2日）	業界団体等からのヒアリング③
第5回（令和5年10月30日）	・業界団体等から寄せられた実態・意見の紹介等 ・自由討議
第6回（令和5年11月14日）	検討会報告書（たたき台）について
第7回（令和5年12月12日）	検討会報告書案について

## 1. 本法第3条第1項による委任事項

（業務委託をした場合に明示しなければならない事項）

- 業務委託をした場合に特定受託事業者に対して直ちに明示しなければならない事項（特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項）を公正取引委員会規則に委任
- ✓ **下請法第3条の書面の記載事項とされている項目**については、本法においても明示事項とすることが適当
- ✓ **デジタル払い（報酬の資金移動業者の口座への支払）を用いる場合に必要となる事項**について、明示事項とすることが適当

【明示事項とする項目の方向性】

法定事項（特定受託事業者の給付の内容、報酬の額及び報酬の支払期日）のほか、**以下の項目を明示事項とする方向が適当**

- ①業務委託事業者及び特定受託事業者の商号、名称等
- ②業務委託をした日
- ③特定受託事業者の給付・役務を受領する期日
- ④特定受託事業者の給付を受領する場所
- ⑤給付・役務の内容を検査をする場合は、検査完了期日
- ⑥報酬をデジタル払い（報酬の資金移動業者の口座への支払）をする場合に必要事項等

## 2. 本法第5条第1項柱書による委任事項

（本法第5条の規定の対象となる業務委託の期間）

- 本条（特定業務委託事業者の遵守事項）の規定の対象となる業務委託は、政令で定める期間以上の期間行うものに限定
- ✓ 当該業務委託の期間は「**1か月**」とする方向が適当

## 3. その他委任事項

- 業務委託した場合に特定受託事業者に対して書面又は電磁的方法で直ちに明示しなければならないとされており、電磁的方法の具体的内容を公正取引委員会規則に委任（本法第3条第1項かつこ書）
- ✓ 電磁的方法は、**SNSも含めて電磁的方法を広く認める**ことが適当 等

## 4. おわりに

- ✓ 本報告書を十分に踏まえ、関係省庁とも連携の上で、法制的な観点等からも検討を行い、速やかに政令や公正取引委員会規則を策定することを期待
- ✓ 本法に関係する全ての事業者に対する**きめ細かい周知・広報活動の実施**、フリーランスや発注者からの**相談対応体制の整備・強化**、**本法違反行為の未然防止**が求められる